

広島文化学園大学教職課程運営委員会規程

(目的及び設置)

第1条 この規程は、全学的視野から教職課程の連絡調整を行い、本学における教職課程を統括するため、広島文化学園大学教職課程運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、各学部の当該委員会から若干名（うち1名は委員長）、教務担当職員をもって構成する。

2 委員会の委員長は、学長が任命する。

3 各学部に、当該学部・学科の委員からなる学部教職課程委員会（以下「学部委員会」という。）を設ける。

(運営)

第3条 委員会は、委員長が招集・開会し議長となる。

2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員を委員会に出席させることができる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

4 学生指導組織として、各学部に「教職支援室」を置く。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱うものとする。

(1) 教職課程の編成と教員組織に関し、各学部の連絡調整に関する事項

(2) カリキュラムの検証と改善に関し、各学部の調整に関する事項

(3) 教育実習に関し、各学部の調整に関する事項

(4) その他、教職課程の運営に関する事項

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、委員長が所属するキャンパスの教務担当職員が行う。

(報告)

第6条 委員長は、委員会を開催した後、委員会の議事及び結果を教学支援センター会議に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。

2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。（人間健康学部設置に伴う一部改正）

4 この規程は、令和4年4月1日から施行する。（教職支援室の設置に伴う一部改正）

広島文化学園短期大学教職課程運営委員会規程

(目的)

第1条 広島文化学園短期大学（以下「本学」という。）に、教職課程に関する事項について総合的に協議し、教職指導の全学的な充実を図るために、教職課程運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、副学長、学生部長、学生部教務次長、各学科の教職課程参与、学生部次長（事務）、学生課教職担当をもって構成する。

2 委員会の委員長は、学長が任命する。

(運営)

第3条 委員会は、委員長が招集・開会し議長となる。

2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員を委員会に出席させることができる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱うものとする。

- (1) 本学における教員養成に係る教育の質の向上に関する事項
- (2) カリキュラムの検証と改善に関し、各学科の調整に関する事項
- (3) 教育実習の実施に関する事項
- (4) その他、教職課程の運営に関する事項

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

広島文化学園大学・短期大学教職課程の充実について

- 文部科学省は、教員養成の改善と充実を図るために、各大学における教職課程の統括組織を明確に位置づけることを求めている。本学では、「全学教職課程運営委員会」をこの統括組織とする。
- 「全学教職課程運営委員会」のもとに、学部「教職課程委員会」を置き、各学部の教職課程の管理運営をつかさどる。
- 学部「教職課程委員会」のもとに、学生指導組織として「教職支援室」（室長・室員・教職アドバイザー）を置き、教職課程に関する学生指導全般をつかさどる。室長は、学部教職課程委員長が兼任する。
 - ・教員採用試験対策等の進路指導
 - ・教職に関する学生相談
 - ・教職履修者の履修指導・学習支援
 - ・その他教職課程学生に対する支援

【広島文化学園大学・短期大学教職課程の運営組織体制図】

